

しるべ通信

第23号 (2024年盛夏号)

弁護士法人しるべ総合法律事務所 令和6年7月20日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご挨拶

梅雨末期の豪雨で被害の出た地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。このしるべ通信がお手許に届くころには梅雨が明け、名古屋の暑い夏が本格的に始まっていることと思います。それでも、暑い都会の夏にあっても、街角に爽やかな朝顔を見付けたり、風鈴の音を耳にしたり、店先のかき氷などの冷たいスイーツやスイカなどの果物、木陰の涼風…と思いの外一瞬ながら暑さを忘れるような事物を見付けることもできます。海や山などの避暑地を訪れるのも夏ならではのことでしょう。夏を楽しむことができれば素敵だと思います。

ネットでこんな俳句に出会いました。

向日葵が好きで狂ひて死にし画家 高濱虚子

一読してゴッホを詠んだ句だと分かりますね。もっとも、ゴッホはヒマワリが好きで狂ったのでもなく、またそのために死んだというわけでもありませんが、伝え聞くゴッホの情熱と生活についての強烈な印象が、ひょっとして真実を詠んだものではないかと疑わせるほどです。

夏のヒマワリ畑は広大な背景を前にと暑さのまっただ中にも拘わらず爽快感を覚えさせてくれます。皆様だけの爽快な夏を探していただきますよう祈念いたします。

(弁護士 成瀬 玲)



photoAC sevenluckygods

法窓漫筆

朝ドラ「虎に翼」 ー 私の知る登場人物

弁護士 宮 本 増

我が国最初の女性弁護士であり、後に裁判官に転じた三淵嘉子さんをモデルにした佐田（旧姓猪爪）寅子が活躍するNHKの朝ドラ「虎に翼」が話題になっています。特に、名古屋ではドラマのロケが旧裁判所庁舎、市公会堂、市役所庁舎でも行われたこともあり、関心を持った人も多いようです。三淵さんは一時名古屋にも勤務されましたので、いずれ当地が舞台になるかもしれません。

実は、私はこれまで朝ドラを見ることは殆どなかったのですが、嘗て裁判所に籍を置き、登場人物のモデルになっている人の何人かとは直接間接に接触もあったことから、興味深く見ているところです。

そこで、今回の「漫筆」ではその中の二人を紹介させていただきます。

その一人は、桂場等一郎判事です。ドラマの現時点では最高裁人事局長ですが、後に最高裁長官を務めた石田和外氏がモデルです。若くして有名な帝人事件を裁き、ドラマでも寅子の父が被告人の一人とされた共和事件として描かれました。帝人事件は戦前に政界経済界を巻き込んだ一大贈収賄事件ですが、無罪となりました。石田判事がこの判決の中で書いた「池によって月を掬するもの」の一文は有名で、ドラマでも取り上げられていました。要するに、池に映った月をすくい取ろうとする実体のない事件であるということです。石田氏は、福井中学、一高、東大の経歴で、一高剣道部主将を務め、剛直な人柄でした。私は若い頃、同氏から「松柏本弧直 桃李顔難成」という自筆の小額をいただきましたが、この漢詩にも同氏の質実な性格がよく表れているように思っていました。

もう一人は、ドラマでは久藤頼安の名前で登場するいささかキザで、派手な振る舞いの殿様判事と呼ばれる裁判官で、ドラマでは久藤藩主の末裔ということになっています。この久藤判事のモデルは、もと名古屋高裁長官の内藤頼博氏です。同氏は信州高遠藩藩主の血筋で、その立ち居振る舞いは風格があり、ドラマのようなキザっぽさは微塵もありませんでした。東京の新宿は江戸時代内藤新宿と呼ばれたそうですが、ここに内藤家の屋敷があり、現在の新宿御苑は内藤家が維新後政府に寄付した土地だそうです。内藤氏は名古屋高裁長官退官後、学習院の院長に就かれましたが、一時、最高裁判事という噂もありました。ただその進歩的な考え方が時の政府の気に入らなかったというようなことも言われました。私も内藤長官の在任中は何度も直接話を伺うことがありましたが、いつも含蓄のある内容であったことを覚えています。

なお、余事ながら、当事務所にも在籍された大脇雅子弁護士は、学生のころ三淵嘉子さんを官舎に訪ねられたことがあり、そのこともあって、最近復刊された三淵さん関連の書籍に一稿を寄せられていると中日新聞が報じています。

営業秘密の侵害が認められた最近の裁判例

弁護士・弁理士 相羽 洋一

1 東京地方裁判所令和4年1月28日判決（平成30年(ワ)第33583号）の概要

原告Xは、プラスチック製品の設計、製造、販売などを業とする会社、被告Yは建築金物及び建築用品の製造販売等を業とする会社です。Xは、YからYが販売する予定の樹脂製の新規宅配ボックスを開発・供給することの引き合いを受けて、両社は樹脂製宅配ボックスの開発プロジェクトを進めることとなりました。その後の交渉の初期においてYは本件新製品の企画が外部漏洩するおそれをなくすため、Xに対し機密保持契約の締結を提案し、契約を結びました。その後Yからの要望に応じて、Xは秘密であることを明示するなどした構想図や見積書を作成してYに送付する中で、M、S 2タイプの最終試作品をYが作成することになり、XはYに2タイプの製品にかかる3Dデータを送付しました。その後、Xは新製品にかかる最終見積書を提出しましたが、条件面での意見が一致しなかったことから、Yは新製品の製造をXに発注することを取りやめることとして本件プロジェクトは終了しました。しかし、Yは試作品用に受領したデータの一部を変更しただけで、実質的同一性のあるデータを使用して新製品を製造し、1年8か月ほど販売しました。

そのため、XがYに対し、本件3DデータはXの厳重に管理する有用で公知でない営業秘密であり、Yに対して、最終試作品作成のためにこれを開示したにもかかわらず、Yは「不法の利益を図る目的」でこれを使用して製造、販売したものとして、不正競争防止法2条1項7号及び10号に該当するとして、Yの当該製品製造等の差止め、その廃棄、さらに6000万円の損害金の支払いを求めて提訴しました。

裁判所は、いずれもXの主張を認めましたが、損害金額は、X主張の不正競争防止法5条2項「(不正競争行為をした)者とその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する」との規定の適用を認めながら、Yの利益額の計算を厳格に行い、610万円余りと遅延損害金を認容しただけでした。



(裁判所のHP)

2 若干の感想

この判決は、別紙を除いても85頁もある大変な長文です。双方の意見が鋭く対立して細かな争点が非常に多かったからでしょう。YはXの主張に対してことごとく反論を加えておりますので、裁判所はその点の判断をするために長くなったと思われます。

プロジェクトにおける双方の交渉の経緯が判決ではよく分かりませんので、プロジェクトが途中で終了してしまっただけの理由も明らかではありませんが、Xとしては交渉経過を残すなどできる限りの証拠を保存、提出し、主張についても間接的な事情に至るまで緻密に検討したことが功を奏したといえることができます。事実経過をできるだけ記録するなどして、間接的な事実についても十分な証拠を確保することが争点の多い訴訟では重要になるといえるでしょう。

憲法について(その改正も視野に入れて)

弁護士 谷 口 優

各政党間で憲法改正について議論が高まりつつあります。それに関連して憲法とは何なのか、何を定めているのか、何のためにあるのか等につき藪睨み的にお話しさせていただきます。

1. 憲法とは

憲法とは何でしょうか。飛鳥時代には聖徳太子が定めた十七条憲法と称するものがあり、中世イギリスではマグナカルタという憲章がありました。十七条憲法は、「和を以って貴し」「詔を承りては必ず謹め」など貴族や官僚の行動規範を定めたものでした。1215年にできたマグナカルタは国王の権力を制限する内容が定められていました。憲法学的には、憲法とは国家の統治に関する基本を定めたもの、国家の統治原理につき定めた基本法というとされています。専制国家では、独裁者としての権力者が、国をどのように治めるのかを定め、民主主義国家では、国民主権、統治の基本原則である三権分立を基礎に国を治めることを憲法に定める必要があるとされています。十七条憲法はそのようなことを定めていませんので、憲法の範疇には入りませんが、マグナカルタは、国王の専制を制限する内容が盛り込まれており、それは国家統治の基本原則に関するものであり、憲法の範疇に入ると考えられています。

2. 人権保障としての憲法

憲法は、国家統治の基本法であると考えられてきましたが、今では、国家に対する人権を保障する定めがあるものが憲法であると解されています。模範とされるアメリカ合衆国憲法も1787年制定当初は国家を統治する原理を定めるだけで人権条項はありませんでした。これでは国家は国民の権利をいかようにも制限できるという批判からか、1791年憲法の修正第1条から10条に人権条項が定められました。1789年8月のフランス人権宣言の影響もあったといえます。これを模範として現代の憲法には必ずといっていいほど人権条項が入っています。

日本の現憲法にはもちろん第13条以下に幾多の人権の定めがあります。ドイツのワイマール憲法は、第一次世界大戦に負けたことを踏まえて人権規定が定められましたが、制限的でした。人権も、国家統治も法律の留保条項、すなわち法律を制定する議会により種々の規制ができるという内容でした。そのため、議会が制定した行政への授権により、行政が保率によらずに人権の抑制も可能であると運用されました。結局第二次世界大戦でドイツはまたしても敗北します、ドイツの現在の憲法には国家の行為の合憲違憲を判断する権限(違憲立法審査権といえます。)を裁判所に与えるなど歴史に対する反省が生かされています。

我が旧憲法では、天皇が国家統治権(統帥権と称していました。)を有し、国会や内閣、裁判所はありましたが、天皇からの権限の委譲により、その権限を行使しているとされました。行政権(内閣)についても天皇による権限の行使は内閣の補弼(ほひつ)に基づき行うことになってはいましたが、行政権は天皇にあることから、内閣が天皇をコントロールすることは到底

認められませんでした。裁判所にも違憲立法審査権はありませんでした。日本は第二次世界大戦へ突入しましたが、最終的には無条件降伏をします。国家体制の変更を連合国から要求され、それに沿うように新憲法では、国民主権、三権分立制、基本的人権を取り入れました。ことに戦争放棄の定め（9条）は各国の憲法には見受けられない、先進的なものです。

3. 憲法改正には限界があるか

現憲法は旧憲法の改正として制定されました。憲法は国家を成立させている基本原理を定めますが、その基本原理とは、例えば専制国家であれば国王や皇帝(=天皇)が国家を統治する権限を有しますし、民主主義国家であれば、国民が国を統治する権限の源(国民主権)ということです。その具体化として三権分立制を採用し、国民から信託を受けた国会、最高裁判所、内閣がそれぞれの任務を担う仕組みとなっています。民主主義国家でも、一党が独占的に権限を保持する国家体制もありますが、その権限の行使も国民の信託に基礎をおくものです。このような原理も憲法に定められますが、それは国によって立つ基本原理を確認的に憲法の条項で明記するもので、その原理条項は超憲法的原理であり憲法の改正手続きによっても改正できないと観念されています。

わが現行憲法は、昭和22年に旧憲法(明治憲法)の改正手続きに則り制定されました。旧憲法は天皇を権力者とする専制国家体制でしたが、現憲法は、民主主義国家体制であり、権限の源は国民主権の原理に立っており、専制主義とは相容れないものを基礎原理としています。したがって旧憲法と現憲法は、その基本原理において同一性はないといえます。言い換えれば、実質的には、敗戦により専制国家体制から民主主義国家体制への変更という革命が起こったと考えるのです。

ところで、現憲法でも改正できない原理はあるのでしょうか。象徴天皇制、国民主権、三権分立、戦争放棄、人権規定を縮小制限すること等が議論されています。私は、天皇制は、国民主権から当然に導かれるものではないこと、また三権分立、戦争放棄、人権条項は国民主権の派生原理で絶対的ではないと考えられますから、改正は可能と思われれます。限界に位置づけられるのは国民主権であると思います。

4. 現憲法の改正について

現憲法を改正すべきであるとの意見が自民党、その他の野党からも出されています。その論点として、戦争放棄を定める9条、戦争状態等の緊急事態における、議員の任期の延長等などが上がっています。現憲法には改正規定があり(96条)、その手続きを具体化する法律も制定されています(日本国憲法の改正手続きに関する法律、以下「手続法」と言います)。現行憲法の改正手続きを見ますと各議院の総議員の3分の2の賛成に基づき国会が発議し、18歳以上の投票権を有する国民の過半数による賛成により改正憲法は成立します(憲法96条、手続法3条)。総議員の3分の2の賛成を得て国会が発議することから、多くの政党の賛同を得ない限り改正案を国民へ提案することはできません。また国民の意識と憲法改正の内容とをどのように同調させるのか難関が待ち受けていると思います。従ってまだまだ時を要するのではないかと思います。

日本における気候変動について

弁護士 原田 彰好

今年も暑い夏がやってきました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

最近の極端な暑さの原因ともされている地球温暖化について少し述べます。

1. 地球温暖化

地球温暖化は、18～19世紀の工業化後の化石燃料の使用により大量に排出されてきた温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）が原因とされています。太陽の光は地球の大気を通過して地表面を暖め、暖まった地表面は、熱を赤外線として宇宙空間へ放射しますが、大気に含まれる温室効果ガスがその熱の一部を吸収して、地表付近の気温が上がり、地球温暖化につながると解説されています（環境省ホームページ「温室効果ガスインベントリの概要」）。

2. ガス濃度

国内3つの観測点の温室効果ガス濃度はいずれも増加しており、2019年の平均濃度は二酸化炭素412.2ppm～414.8ppm（速報値）（世界平均濃度410.5ppm。工業化以前の約1.5倍）、同じく同年のメタンの平均濃度は1902ppb～1954ppb（世界平均濃度は1877ppb。工業化以前の約2.6倍）、同年綾里で観測された一酸化二窒素の年平均濃度は333.8ppb（世界平均濃度332.0ppb。工業化以前の約1.2倍）と報告されています（環境省「気候変動影響評価報告書 総説」・気象庁2020）。2019年以降も温室効果ガス濃度は上昇し続けており、2022年の各濃度の平均はCO₂が417.9ppm、メタン1923ppb、一酸化二窒素335.8ppbとされています（「気候変動監視レポート2023」気象庁）。

3. 平均気温

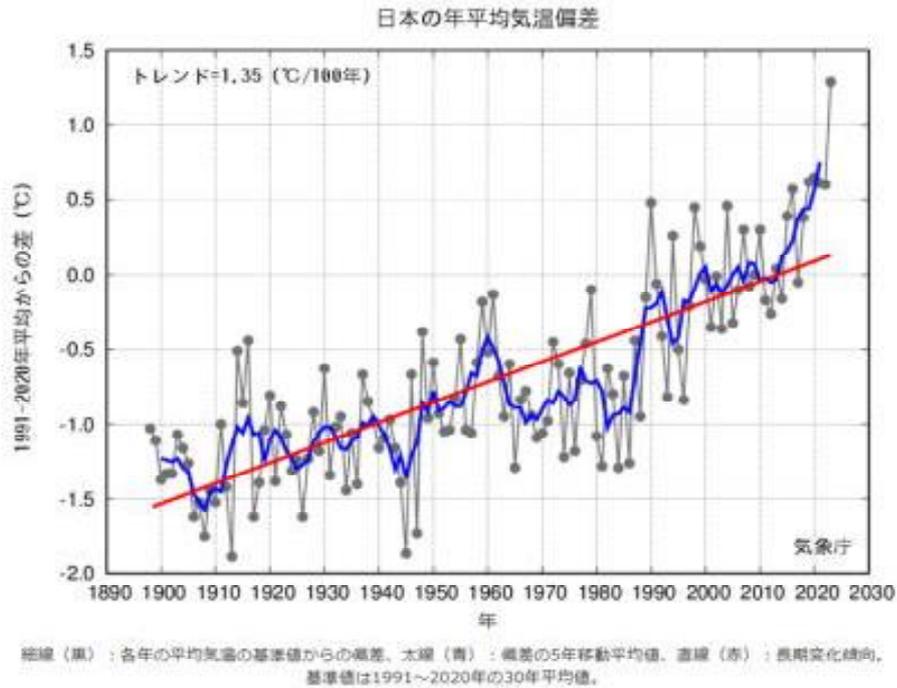
日本の年平均気温（気象官署15地点の平均）は、1898～2023年の間は100年あたり1.35℃の割合で上昇したとされています（同前）。その上、大都市では、都市化の現象による気温上昇があります。真夏日、猛暑日、熱帯夜の日数は増加し、冬日は減少しています。特に猛暑日は1990年代半ば以降大きく増加しました。そして、この傾向は今後さらに強くなることが予想されています。

4. IPCC

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次報告書（2021年）は、①人間活動により既に1.1℃の温暖化が進行し、気候変動は広範な悪影響、損失と損害をもたらしており、②温暖化ガスの排出量は先進国が多く、他方で開発が遅れている地域やその人々の被害が大きい、③今後10～20年以内に工業化以後の気温上昇が1.5℃に達する可能性が高い。気象・気候の極端現象が拡大して損失と損害が増大する、④気温上昇を1.5℃までに留めるために残された排出量（カーボンバジェット）は500Gt（ギガt）CO₂であり、2050年までにCO₂ネットゼロの実現が必要、⑤温暖化対策・政策に進展が見られるが、要求される水準との間にはギャップがある、としています。

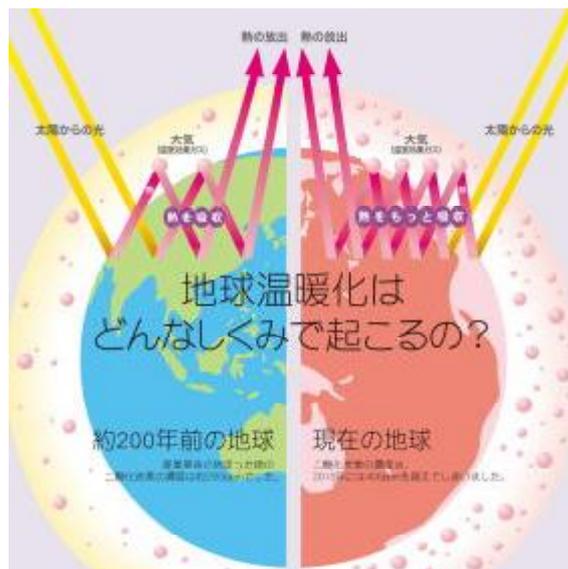
5. まとめ

パリ協定では産業革命以前に比べて世界の平均気温の上昇をできる限り1.5℃に抑えるという目標が示されています。1.5℃に抑えるためには、2030年までに2010年比でCO₂排出量を約45%削減する必要があります。しかし、国連によれば、2020年末の各国の削減目標を積み上げて、2030年までに2010年比でわずか1%減の効果にとどまることが分かりました。今の状況は、将来世代と地球生態系に不可逆的・決定的な悪影響を及ぼす温暖化ガスの排出を一刻も早く最大抑制し、止めなければならない段階となっているようです。



- 正偏差が大きかった年（1～5位）
 - ①2023年（+1.29℃）、②2020年（+0.65℃）、③2019年（+0.62℃）、④2021年（+0.61℃）、⑤2022年（+0.60℃）

出典：気象庁ホームページ「日本の平均気温」



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ「温室効果ガスと地球温暖化メカニズム」

景品の提供にまつわる規制

弁護士 間 瀬 大 輝

1 景品の提供

私が利用しているスーパーマーケットでは、①「〇〇円以上（もしくはある商品を）購入しますと△△を無料提供」②「先着順で来店客に景品プレゼント」③「〇〇円以上（もしくは金額問わず1点でも）購入すると次回来店時に当店で使える△△円（もしくは××%）割引券配布」④「〇〇円以上購入すると景品（もしくは割引券）が当たる抽選に1回参加可能」といった企画が行われています。これらの企画は当たり前のように行われていますが、法令上の規制は、対応する法律である不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」）を見るだけでは足りず、各種告示、運用基準及びガイドラインのほか、消費者庁HP記載のQ&A集などを参照する必要があると、意外と奥が深いため、検討してみたいと思います。

2 「景品類」該当性

まず、規制対象となる景品の定義は、景品表示法2条3項で、「景品類」として、「顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ。）に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、内閣総理大臣が指定するものをいう」とされています。

冒頭の例でいいますと、①は、ある商品を購入するという取引に付随しておまけがもらえるという意味でお得感がありますから、顧客を誘引するといえ、「景品類」といえます。②は、商品購入行為がないため、取引に付随していないようにも見えますが、「景品類等の指定の告示の運用基準」4（2）ウでは、「小売業者又はサービス業者が、自己の店舗への入店者に対し経済上の利益を提供する場合」も取引に付随するとされていますので、来店客に配る場合も「景品類」といえます。③は、割引券が経済上の利益に当たるように見えますが、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」1項ただし書きで、「正常な商慣習に照らして値引」と認められる場合は、「景品類」に該当しないとされています。この「値引」は、さらに、「景品類等の指定の告示の運用基準」6（3）アで、「取引通念上妥当と認められる基準に従い、取引の相手方に対し、支払うべき対価を減額する」場合などとされています。④も、この場合に当たり、「景品類」には該当しないといえます。④は、景品の提供方法は問われないため、抽選で当たる景品も「景品類」といえます。抽選で割引券が当たる場合も、「景品類等の指定の告示の運用基準」6（4）アで、「景品類」に該当するといえます。

3 景品の価額の制限

2では、提供する景品が「景品類」に該当するかどうかを検討しました。次に検討するのは、提供する景品に対する規制ですが、これには景品の価額に制限があります。

まず、景品の価額の算定方法は、「景品類の価額の算定基準」が適用され、基本的には、景品の提供を受ける者がその景品を通常購入する場合の価格だとされています。

次に、算定された景品の価額の規制は、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」、「『一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限』の運用基準」及び「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」が適用され、懸賞によらないで景品を提供する場合は、取引額1,000円未満で200円、1,000円以上で取引額の20%が上限です(冒頭の例①の場合)。購入を条件としない場合の景品上限額は200円です(冒頭の例②の場合)。

懸賞により景品を提供する場合は、取引額5,000円未満で取引額の20倍、5,000円以上で10万円が最高額です(冒頭の例④の場合)。なお購入を条件としない場合の景品最高額は2,000円とされるほか、景品総額は「〇〇円以上購入」等の抽選参加条件を満たす顧客に対する売上予定総額の2%が上限です。

4 食品の試食販売、試供品

話を少し変えて、その場で調理した食品もしくは既製品を小分けにした試食品の提供や、小分け容器入りお菓子を試供品として提供する場合などはどうでしょうか。試食品や試供品も、通常商品の購入意欲を誘うもので、先着順で来店客に提供するものですから、「景品類」といえます。さらに、景品の価額の規制については、試食品や試供品は、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」2項2号「見本その他宣伝用の物品又はサービスであつて、正常な商慣習に照らして適当と認められるもの」に当たるため、景品の価額の規制は適用されません。ただし、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限の運用基準」3(2)により、最小取引単位の試食品や試供品であることの明示が必要です。

また、食品の場合、食品表示法の規制もかかりますが、試食品は規制対象外です。容器入りの試供品は、食品表示法4条、食品表示基準5条(一般用加工食品の場合)の「不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合」ですので、表示義務が緩和されます。

5 化粧品、医薬品の試供品・サンプル

最後に、化粧品や医薬品の試供品、サンプルの配布の場合はどうでしょうか。この場合も、食品の試食販売、試供品の場合と同様、「景品類」には当たりますが、見本ですから、景品の価額の規制は適用されません。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律12条1項により、化粧品や医薬品の製造販売許可なく試供品やサンプルを製造して提供することはできないため、許可なく正規品を小分け容器に入れて配布することなどは許されず、試供品やサンプルとしてメーカーに製造してもらう必要があります。



新しい土地・建物の管理制度について

弁護士 成瀬 玲

1 新しい制度とは

- ①「隣に崩れてきそうな空き家があるけれど、その空き家の所有者が行方不明になっていて、どこに居るのか分からない。あるいは、そもそも、所有者すら分からない。」
- ②「隣の崩れそうな空き家について、所有者が何も対応をしてくれず、私の家に被害が出てしまいそう。」

このような場合に、問題となっている空き家（土地・建物）についての、新しい管理の方法を定めた民法の改正がなされ、令和5年4月1日から施行されています。①の場合に使用できる制度が、所有者不明土地・建物管理制度（民法264条の2）であり、②は、管理不全土地・建物管理制度（民法264条の9）です。

2 法改正前の状況

- 1) 法改正前では、①の場合には、行方不明になった「人」について、裁判所に対して、不在者財産管理人（民法25条1項）の選任の申立をして、選任された不在者財産管理人に空き家の管理を行ってもらおうという方法がありました。しかし、不在者財産管理人は、問題の空き家（土地・建物）だけではなく、行方不明になった「人」の財産の全体を管理するという制度となっています。そのため、不在者財産管理人は、行方不明者の空き家以外の財産についても調査をし、また、管理をする必要があります、仕事の範囲が広いものとなります。結果、不在者財産管理人の選任の申立をする際の費用（コスト）は高いものとなっていました。また、空き家の所有者さえ分からないという場合には、不在者財産管理人の選任の申立すらできませんでした。

そのため、特定の土地・建物だけに特化して、管理を行う制度を創ったというのが、所有者不明土地・建物管理制度です。

- 2) そして、②の場合には、崩れてきてしまいそうな建物の所有者に対して、建物の倒壊により自分の土地・建物の被害が生じることを理由として、所有権に基づく妨害予防請求訴訟を提起する等といった方法がありました。しかし、管理が不十分な土地・建物の所有者に代わる第三者（管理人）に、問題となっている土地・建物の適切な管理を継続的に行ってもらおうという制度は存在しませんでした。

そのため、管理不全となっている土地・建物について、管理人を通じて適切な管理を行い、管理不全状態を解消する制度を創ったというのが、管理不全土地・建物管理制度です。

- 3) ところで、①や②のような問題は、今に始まった話ではなく、以前からあるものです。それが何故、最近の法改正によって新しい制度として創られたのでしょうか。

この民法改正は、前回のしるべ通信でご説明をした、「相続土地国庫帰属制度」と同じタイミングでの法改正です。この法改正の基にある問題意識は、所有者が不明な土地・建物が増加している、その結果として、例えば、公共事業や災害発生後の復旧事業の妨げとなり、

また、その土地を買いたいと思う方がいても、容易に買うことができず、もはや放置しておけないというものでした。そして、「相続土地国庫帰属制度」は、所有者不明土地が発生する大きな原因の1つが、相続であることから、相続した土地を手放せる制度を創ったというものです。そして、今回、ご説明する「所有者不明土地・建物管理制度」は、既に発生した、所有者が不明な土地・建物を解消することを目的とした制度ということになります。

3 申立権者

所有者不明土地・建物管理制度についても、管理不全土地・建物管理制度についても、行政や裁判所が勝手に管理を始めるものではなく、申立が必要となります。その申立ができる者としては、「利害関係人」とされています。利害関係人とは、具体的には、①や②のケースの隣地の所有者が考えられます。また、所有者不明土地・建物については、共有地の場合で、行方不明になった共有者以外の共有者等が考えられます。

なお、特別法により、地方自治体の長等にも、申立権が認められています。地方自治体の長等による申立は、主に、公共事業や災害発生後の復旧事業を円滑に行う場面が想定されていると考えられます。

4 発令要件

1) 所有者不明土地・建物について

申立がなされた場合、調査を尽くしても、所有者が分からない又は、所有者が分かったとしても、その所在が分からない場合で、土地・建物の管理状況から、管理人による管理の必要性が認められれば、裁判所において、管理人による管理を命ずる処分がされます。この管理人には、事例毎の裁判所の判断によりますが、弁護士や司法書士、土地家屋調査士が管理人として選任されることが考えられます。

2) 管理不全土地・建物について

所有者による土地・建物が不適當であることによって、他人の権利・法的利益が侵害され、又はそのおそれがあり、土地・建物の管理状況から、管理人による管理の必要性が認められれば、裁判所において、管理人による管理を命ずる処分がされます。管理不全土地・建物の具体例としては、倒壊しそうな建物、倒壊しそうな土地の擁壁、ごみが不法投棄されているものの放置され、臭気や害虫発生による健康被害が生じているものなどが考えられます。

なお、管理不全土地・建物は、当該土地・建物の所有者が分かっていることから、原則として、所有者の陳述を聴取することが必要とされています。

5 管理人の権限・義務

管理人は、管理の対象となった土地・建物について、適切な管理を行うこととなります。

更に、所有者不明土地・建物の管理人は、裁判所の許可を得て、土地・建物の処分、具体的には、売却や建物の取り壊しも行うことが可能とされています。

また、管理不全土地・建物の管理人についても、所有者の同意を得ることにより、売却や建物の取り壊しを行うことが可能とされています。

日焼けと子どもの習い事

弁護士・社会保険労務士 渡邊 真也

最近お会いする方々に「日焼けしてますね。」と声をかけていただく機会が増えました。薄々自覚はしていたものの、改めて自宅の鏡で確認してみたところ、夏本番前からかなり日焼けしていることが否定できない事実であることを自覚しました。顔はまだマシな方で、腕や足は顔以上に焼けていて、とりわけ足は、膝から下が真っ黒で、まさにポッキーの様です。

日焼けの原因について、「ゴルフですか」と聞かれることが多いのですが、私の日焼けはゴルフではなく、子供たちの習い事に付き合った結果によるものです。我が家の子どもたちは5歳からテニスを習っています。私自身も小学生から高校生までの10年ほど、ジュニアテニスをやっていました。とはいえ、私から子どもたちにテニスを勧めたことはなく、なぜかテニス経験の全くない妻がテニスクラブに入会させていました。

小学生になった現在は、選手育成クラスの下っ端で頑張っています。週3日ほどテニスクラブで練習していますが、もともと家にいるより外で活動することが好きな我が子たちは、週3日の練習では物足りず、地域のテニスコートを借りて練習しています。家族で練習するときは、私が子ども達にボール出しをしたり、ボール拾いをしたりと裏方として頑張っています。また、試合となると、炎天下のなかで子供の応援となりますので、必然的に週末は直射日光を浴び続ける状況を強いられます。その結果、夏本番前からこんがり焼けてしまいました。

ちなみに、応援といってもテニスの場合、親も含めて周囲が選手にアドバイスをすることは禁止されていますので、フェンス越しに試合を見守ることしかできません。私もジュニアテニスを経験していたこともあり、子供の試合を見ていると、「今のはクロスだろ。」とか「もっと足を動かせよ。」などと突っ込みを入れたくなりますが、試合中のアドバイスは厳禁ですし、何より子どもに嫌われたくないので、ぐっところえています。ただ、試合中の子供がちらっと私の方を見ることがあり、表情から私の感情が伝わってしまっているかもしれません。

今年の夏休みも子ども達はテニス中心の生活になりそうです。毎年、我が家は夏休み中に家族旅行をしていますが、今年は旅行の日程と大会が重なってしまったため、予約していた旅行を泣く泣くキャンセルしました。年間スケジュールを見ると週末や連休に大会が入ることが多く、おそらく今後は家族旅行に行くことは難しくなりそうです。

家族旅行に行けないことは残念ではありますが、テニスを通じて子供たちと一喜一憂できる時間を共有できることは、それはそれで幸せなことだとも感じています。

私はメンタル的なしんどさから大学進学を機に競技としてのテニスをやめてしまいましたが、今のところ子どもたちは楽しそうにやってくれています。下の子などは試合には全く勝てないのですが、対戦相手の子とすぐに仲良くなり、試合に出る度に友達が増えていっています。小学校外の友達ができることは子どもの居場所が増えることになり、親としても嬉しい限りです。子供たちがいつまでテニス続けるのか分かりませんが、私のような失敗をしないよう、このまま楽しさ第一でやってもらえたらと思います。

相続人がいない場合の相続財産の処理について

弁護士 鈴木 亮 平

1 相続人の不存在

人が死亡するとその財産は相続人に相続されますが、相続人が存在しないことがあります。このようなときその相続財産を管理・清算するために選任されるのが「相続財産清算人」です。相続財産清算人は、従来は「相続財産管理人」と呼ばれておりましたが、令和5年4月1日施行の民法改正で名称が変更されました。「相続財産管理人」は令和5年4月1日施行の民法改正後も制度として残ってはおりますが、民法改正前と異なり相続財産の保存行為ができるにとどまります。

2 相続財産清算人の選任要件

相続財産清算人を選任するためには、①相続の開始、②相続人のあることが明らかでないこと、③相続財産の存在、ということが必要です。注意すべきは②について、一般的に「相続人がいない」といわれるのは、戸籍上の相続人がいない場合ですが、そのほか相続人であった者が相続放棄した場合や、相続欠格（民法891条）、推定相続人の廃除（民法892条、893条）により相続人が存在しない場合も含まれます。逆に戸籍上は相続人が存在しなくても、相続人になる可能性がある者、例えば認知の訴えなどの人事訴訟が提起されている場合には、相続財産清算人を選任した上で、判決確定まで清算手続きを進行しない処理をとることが多いです。

3 申立人

相続財産清算人は、利害関係人又は検察官が家庭裁判所に選任申立をすることによって選任されます（民法952条1項）。ここにいう「利害関係人」とは、例えば相続債権者や相続債務者、相続財産上の担保権者、特定受遺者、特別縁故者などが挙げられます。

なお、相続財産清算人の報酬は、被相続人の財産の中から支払われるのが原則ですが、相続財産が少なく報酬が支払えないと見込まれるときは、申立人が報酬相当額を家庭裁判所に納める必要がある場合があります。

4 特別縁故者

特別縁故者とは、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者をいいます（民法958条の2）。特別縁故者は、相続財産清算人が、相続債権者等に被相続人の債務を弁済等した後に相続財産に残余がある場合、相続人の不存在が確定した後に、家庭裁判所に対して相続財産分与の申立をすることができ、裁判所の認めた範囲で相続財産を譲り受けることができます。相続人の不存在の確定は、相続財産清算人の選任公告がなされてから6か月を経過するまでの間に相続人が現れない場合です。

5 まとめ

被相続人に相続財産がある程度ある場合において、被相続人に対して債権を有しているが相続人がいない場合や、被相続人と特別縁故の関係にある方で相続財産を譲り受けたいという方は、相続財産清算人の選任申立てを検討してみるのがよいでしょう。

易しいマジックアラカルト16

指から外れる輪ゴム

弁護士・弁理士 相羽 洋一
 (名古屋アマチュア・マジシャンズ・クラブ会長)

今回ご紹介するのは、仕掛けのない輪ゴム1本だけで準備も要らない簡単にできるマジックで、うまく演じれば見ている人を大変に驚かせることができる素敵なマジックです。独りで少し練習してみて、できるようになってから人前で演じてみてください。(説明は左人差指に輪ゴムを掛けることにしていますが、左利きの人は右人差指に掛けた方がやりやすいかもしれません。左を右と読み替えてお読みください。)

- ・現象 輪ゴムをかけた人差し指の指先を客につまんでもらいますが、輪ゴムは一瞬に外れて中指に飛び移ってしまいます。
- ・用具 輪ゴム1本(直径4センチくらい)。
- ・演技 i) 輪ゴムを左人差し指付け根に掛けます(図①より奥に)。左人差し指の先を右手親指と人差し指とで摘んでみせ「こうすると輪ゴムは指から抜けません。」と説明します。
 ii) 次に「念のため輪ゴムを2重に人差し指に掛けましょう。」と、右手を放し、左人差し指の下に下がっている輪ゴムを輪ゴムの下方から右手親指と人差し指で、右親指を右側、人差し指を左側にして摘んで少し下に引っ張ります。そのまま輪ゴムを摘んだ右指先をねじらないようにして左薬指の指先の方に回します。
 iii) 左中指を軽く曲げて輪ゴムを押さえます。続けて右手で輪ゴムを左中指に引っかけるようにして(輪ゴムの付け根側が左中指の第一関節の付け根側、輪ゴムの指先側が左中指の第一関節の爪先側にかかるようにします〔図③〕)、左人差し指の方(手前の方)に折り返して、輪ゴムを左人差し指の真ん中辺りにもう一度掛けます(図②③。輪ゴムのかかり方は図③のようにしてください)。
 iv) 左人差し指を45度上に向けて、客にi)のように演者の左人差し指の先を摘んでもらいます(図④)。「輪ゴムは人差し指から外れませんね。」と念を押します。
 v) 左中指にフッと息を掛け、同時に左中指を軽く曲げて指先の方に掛かった輪ゴムだけを外してすぐに伸ばします(左中指から輪ゴムが外れないようにするためです)。すると、輪ゴムは人差し指から外れて中指に掛かります!(うまく外れないときは右手で左中指の先の方の輪ゴムを外しても構いません。また左中指から輪ゴムが落ちても人差し指から輪ゴムが外れたことが不思議ですから客は驚きます。)

